


副食費の助成について

新制度未移行幼稚園

新制度未移行幼稚園を利用した場合

(クラス年齢) 3歳児～5歳児 (満3歳児も含む) 【副食費助成】 ※保育料は無償(25,700円上限) 副食費は保育料に含まない			免除 (※補足給付事業に該当)	1/2助成 (★)	1/4助成 (★)
世帯年収(万円)	～270		～360	～680	680～
世帯の市民税所得割額	生活保護 世帯	非課税 世帯	市民税所得割額 ～77,100円	市民税所得割額 ～211,200円	市民税所得割額 211,201円～
階層区分	1	2	3	4	5

- ※ 階層区分の判定には「市民税所得割額(調整控除を除いた、住宅借入金や寄付等による控除前の税額)」を用います。
- ※ 世帯年収の金額はおおよその目安となります。
- ★ 第2子以降の子どもは全額助成(5,100円上限)

▼ 幼児教育・保育の無償化の対象となる子ども

- ① 3～5歳児
- ② 0～2歳児のうち、住民税非課税世帯

▼ 補足給付事業の対象となる子ども

- ① 年収360万未満相当の世帯
- ② 年収にかかわらず第3子以降(多子減免の扱いに同じ)